千葉市民間あっせん機関による養子縁組のあっせん事業の許可等に係る要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号。以下「法」という。)に基づく養子縁組あっせん事業について、適正な運営を確保するため、民間あっせん機関の許可に係る必要な審査基準等を定めるものである。

## (審査基準)

- 第2条 法第6条第1項の許可に関する審査基準は、法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則(平成29年厚生労働省令第125号)及び民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針(平成29年厚生労働省告示第341号)並びに「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について」(平成29年11月27日付け厚生労働省子発1127第4号)に定められるもののほか、次のとおりとする。
  - (1) 法第6条第1項の許可を受けようとする者が次のいずれかに該当しないこと。
    - ア 役員が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)に該当する法人
    - イ 役員が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代 理人が暴力団員等に該当する法人
    - ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する法人
    - エ 暴力団員等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するおそ れのある法人
  - (2) 前号ウの法人は、次のいずれかに該当するものをいう。
    - ア 暴力団員等の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)又は暴力団若しくは暴力 団員と密接な関係を有する者が、事業主であることのほか、多額の出資又は融資を 行い、事業活動に相当程度の影響力を有している法人
    - イ 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問 わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること又は売買、請負、委任 その他の有償契約を締結している法人

## (事業許可申請書等)

- 第3条 法第6条第1項の許可を受けようとする者は、当該事業所が市内にあるときは、規則第1条第1項に規定する事業許可申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。
- 2 法第10条第3項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、規則第4条第2項に規定する事業許可証再交付申請書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

## (標準処理期間)

第4条 標準処理期間は、申請書が市長に到達した日を起算とし、30日とする。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。